

届出により療養病床及び一般病床を設置できる診療所取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第2号までの規定に基づく診療所（以下「特例届出診療所」という。）の取扱について定める。

(特例届出診療所の基準)

第2条 特例届出診療所は、次のいずれかに該当し、栃木県知事が、栃木県医療審議会の意見を聴いて、地域における医療需要を踏まえ必要な診療所として認めるものとする。

- (1) 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所として、次のいずれかの機能を有する診療所
 - ① 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施）
 - ② 急変時の入院患者の受入機能（年間6件以上）
 - ③ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
 - ④ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の1割以上）
 - ⑤ 当該診療所内において看取りを行う機能
 - ⑥ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術をした場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間30件以上）
 - ⑦ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
- (2) へき地に設置される診療所として、厚生労働省の「無医地区等調査」において、「無医地区」又は「無医地区に準じる地区」とされた地区に設置する診療所
- (3) 小児医療の推進に必要な診療所として、小児科専門医又は小児外科専門医を置き、小児科又は小児外科を標榜する診療所
- (4) 周産期医療の推進に必要な診療所として、産婦人科専門医を置き、産科又は産婦人科を標榜するとともに、産科医療を提供する診療所
- (5) 救急医療の推進に必要な診療所として、救急病院等を定める省令に基づく救急告示診療所
- (6) 上記に定めるもののほか、地域において良質かつ適切な医療を提供するために特に必要な診療所

(協議の手続き)

第3条 第2条第1号から第6号までに定める診療所に療養病床又は一般病床を設置又は増床しようとする者（以下「開設者」という。）は、当該診療所が特例届出診療所に該当するか否かについて協議するため、別紙「特例届出診療所に係る協議書」を開設地を管轄する保健所の長（宇都宮市にあっては宇都宮市長。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 保健所の長は、開設者から前項の協議書が提出されたときは、地域医療構想調整会議において、以下の事項等について協議を行い、その協議結果を附して、知事に提出するものとする。

- (1) 新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性
- (2) 新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性
- (3) その他必要な事項

3 知事は、前項の協議書が提出されたときは、栃木県医療審議会の議を経て、特例届出診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者に通知する。

(その他)

第4条 知事は、特例届出診療所が、病床設置後において、第2条に掲げる基準に照らして適切に運営されているかを監視し、必要に応じて指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、施行前においても病床の設置が平成30年4月1日以降に行われる場合は、改正後の取扱要項を適用するものとする。

付記

この要綱の制定又は改正は、栃木県医療審議会病床整備部会の議を経なければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。